

平成23年11月11日

## 平成23年度屋外広告士試験における出題ミスについて

社団法人全日本屋外広告業団体連合会

本年10月23日に実施しました第20回屋外広告士試験の実技試験「屋外広告物の設計」におきまして、設計条件の看板重量が「70kN/m<sup>2</sup>」と過大に設定された設問が出題されました。

このため試験問題の作成、採点等を行う試験委員会において対応を検討した結果、過大に設定された看板重量に係る部分のみを採点の対象から外し、他の部分については通常通り採点して合否判定を行うとともに、実技試験「屋外広告物の設計」の不合格者のうち希望される方につきましては再試験を行うことといたしました。

なお、出題ミスの具体的な内容は、別添資料の通りです。

本件につきましては、当連合会ホームページでお知らせするほか、対象となる受験者の皆様には直接お知らせいたします。

受験者並びに関係者の皆様に、大変なご迷惑をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが二度と起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

〔問合せ先〕

(社)全日本屋外広告業団体連合会  
山縣 登 (やまがた・のぼる)  
電話03-3626-2231

## 出題ミスの具体的内容について

## 1. 設問の概要

下図の自立広告板を設計しなさい。

下図（略）

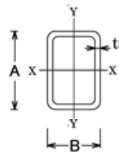
## 【設計条件】

- ① 柱はSTKR400（参考資料）
  - ③ 看板重量は平均（2面合わせて） $70\text{kN/m}^2$ と仮定する。
  - ④ 風圧力は $P=2.2\text{kN/m}^2$ と仮定する。
  - ⑤ 地震力の $Z$ （地域係数）は $1.0$ とする。
  - ⑧ 作図の余白には看板のみに作用する地震荷重および風荷重を、いずれも計算して、その結果により、柱の断面を決定した簡単な構造計算を記述すること。
- （②、⑥、⑦、⑨、⑩は略）

## 【作図条件】

（略）

## 【参考資料】



寸法mm		単位	断面積	断面二次モーメント		断面係数		断面二次半径	
A×B	t	kg/m	cm <sup>2</sup>	$I_x\text{cm}^4$	$I_y\text{cm}^4$	$Z_x\text{cm}^3$	$Z_y\text{cm}^3$	$i_x\text{cm}$	$i_y\text{cm}$
200×100	6	26.4	33.63	170×10	577	170	115	7.12	4.14
200×150	6	31.1	39.63	227×10	146×10	227	194	7.56	6.06
250×150	6	35.8	45.63	389×10	177×10	311	236	9.23	6.23
300×200	6	45.2	57.63	737×10	396×10	491	396	11.3	8.29
350×150	6	45.2	57.63	891×10	239×10	509	319	12.4	6.44

## 2. 出題ミスの内容

本設問の解答は記述式で、荷重計算に関する知識や適切な作図能力など多様な要素を含んだ解答が求められるものですが、これらの大部分につきましては、設計条件に示された数値の大小に関わらず、適切に導き出すことが可能なものとなっていました。しかし、上記設問の【設計条件】③にある「 $70\text{kN/m}^2$ 」という設定に誤りがあり、この数値を用いて計算した場合、厚さ19

mm、1辺450mm程度の寸法の柱が必要となりますが、【参考資料】中の表（看板を支える柱の規格の一覧）の中には、このような寸法及び規格のものが存在せず、柱の寸法及び規格の設定に係る部分については支障が生じる設問内容となっていました。

### 3. 本件に対する対応について

試験問題の作成、採点等を行う機関として当連合会に置かれている試験委員会に本件への対応について諮り検討した結果、確実に必要な知識を有している方については合格者と判定する必要があること、かつ受験された方が今回の出題ミスによって不利益をこうむることの無いよう、以下の通り対応することといたしました。

- 採点に当たっては、柱の寸法及び規格の設定に係る部分のみをその対象から外し、荷重計算や作図等、他の部分については通常通り採点し、合格水準に達している受験者は合格とします。
- 必要な知識を有しているにもかかわらず不合格となった方もいらっしゃる可能性があるため、実技試験「屋外広告物の設計」科目の不合格者のうち希望される方につきましては再試験を行います。
- 本件につきましては、実技試験「屋外広告物の設計」を受験された方全員に直接ご連絡させていただきます。また、再試験の詳細につきましては、12月19日予定の合格発表後に当連合会ホームページでお知らせするほか、対象となる受験者の皆さまには直接お知らせいたします。